



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

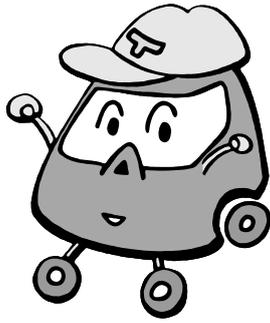
2016.8 No. **361**



トラックドライバーコンテスト
兵庫県大会

主な記事

- 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針(告示)の施行日の確定について
- 交通安全に関する意識啓発の徹底について
- 「準中型免許Q&A」について
- 優秀運転者顕章候補者の推薦について



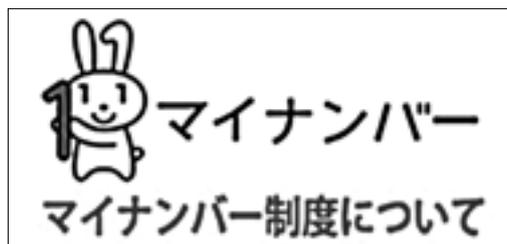
もくじ

- 行政からのお知らせ
 - (国土交通省)貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針(告示)の施行日の確定について…………… 1
 - (兵庫県警)交通安全に関する意識啓発の徹底について…………… 3
- (全ト協)「準中型免許Q & A」について…………… 4
 - 「改善基準告示」及び「荷主勧告制度」に関する荷主向けリーフレットについて…………… 5
 - 優秀運転者顕章候補者の推薦について…………… 8
- 独立行政法人 自動車事故対策機構 兵庫支所からのお知らせ
 - 「NASVAリスク管理(基礎)セミナー」を開催します。…………… 12
- 事務局からのお知らせ
 - 運賃価格交渉サポートセミナーの開催について…………… 14
 - 第44回トラックドライバーコンテスト兵庫県大会が開催されました…………… 16
 - 「ドライブレコーダ活用セミナー」が開催されました。…………… 18
 - 「ETC2.0普及・活用セミナー」が開催されました。…………… 19
- 陸災防のページ
 - はい作業主任者技能講習会のお知らせ…………… 20
- 会員だより…………… 25
- 協会日誌…………… 28

マイナンバー制度について

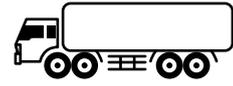
マイナンバー制度に関する情報提供を当協会ホームページで行っています。

ホームページ内の下のバナーから閲覧してください。





行政からのお知らせ



国土交通省

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 一般的な指導及び監督の指針(告示)の施行日の確定について

国土交通省自動車局安全政策課長

平成26年に「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」においてとりまとめられた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号)の改正に関する報告書を踏まえ、当該告示の一部を改正する告示を本年4月1日に公布し、その施行日に関しては、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下、「改正道路交通法」という。)の施行の日としていたところです。

本年7月15日に「道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成28年政令第257号)が公布され、改正道路交通法が平成29年3月12日より施行されることとなりました。

このため、本年4月1日に公布した「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」も同日から施行されることとなります。

改正概要は次のページに掲載しています。

詳しくは下のホームページをご覧ください。

<http://www.hyotokyo.or.jp/news/general-pablic/5756.html>

お問い合わせ先：国土交通省自動車局安全政策課

TEL:03-5253-8111 (内線41-602、41-615)

直通:03-5253-8566

FAX:03-5253-1636



貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要 国土交通省

第1章 一般的な指導及び監督の指針【改正事項】

○「一般的な指導及び監督の内容」 題目

| | 改正後の追加内容 |
|--|--|
| ① 「トラックを運転する場合の心構え」 | 交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる |
| ② 「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」 | 規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる |
| ③ 「トラックの構造上の特性」 | トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にとっては、コンテナロックの重要性を理解させる |
| ④ 「貨物の正しい積載方法」 | 軸重違反を防止するための積載方法を理解させる |
| ⑤ 「過積載の危険性」 | 法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる |
| ⑥ 「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」 | 該当する事業者にとってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する 危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる |
| ⑦ 「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」 | －（改正なし） |
| ⑧ 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」 | 注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる |
| ⑨ 「運転者の運転適性に応じた安全運転」 | 適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる |
| ⑩ 「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」 | 医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる |
| ⑪ 「健康管理の重要性」 | ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる |
| ⑫ 「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」【新設】 | 安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる |

上記事項を実施するための期間 → 上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項】

○「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

- ◆ 一般的な指導及び監督内容を実施
- ◆ 上記内容を座学および実車を用いることにより実施 → 15時間以上 現行：6時間以上 ◆ 実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導 → 20時間以上【新設】
- ※ 積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導（座学のみ）

交通安全に関する意識啓発の徹底について

兵庫県警察本部交通部
交通企画課長

先日、県内の自動車専用道路において、事業用貨物自動車が多滞車列に追突し、2名の方がお亡くなりになる交通事故が発生しました。事業用貨物自動車に関係する交通死亡事故は、昨年中29件発生しており、本年においては6月末で8件を計上しています。

夏季は暑さによるストレスや疲労等により気の緩みが発生しやすくなるなど、交通事故の多発が懸念されます。特に長時間・長距離を運転する事業用貨物自動車においては、緊張感の保持と、安全確認や交通ルール遵守などの基本の徹底が重要となります。

県警察としましては、この度発生したような悲惨な交通事故を防止するため、交通指導取り締りの強化とあらゆる機会を捉えた運転者への注意喚起などに引き続き取り組んでまいりますので、交通安全に関する意識啓発を徹底していただきますようお願い申し上げます。



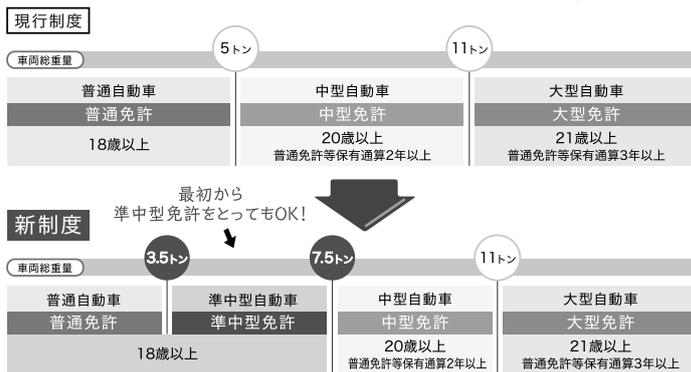
「準中型免許Q & A」について

「準中型免許」が新設することになり全ト協がそのQ&Aを作成しました。
兵ト協ニュースにそのパンフレットを同封していますが、主なポイントは以下のとおりです。

- POINT 1 車両総重量3.5トン以上7.5トン未満のトラックが対象
- POINT 2 基礎的免許として18歳で普通免許がなくても取得が可能
- POINT 3 免許取得時の技能教習は普通免許より7時限プラス
- POINT 4 現行普通免許保有者は自動的に「5トン限定準中型免許」に移行
- POINT 5 「5トン限定準中型免許」の限定解除教習は4時限
- POINT 6 平成29年3月12日からスタート



新たなトラックの免許



【新たな免許区分による車両総重量と最大積載量】

| 車両総重量 | | 3.5トン | 7.5トン | 11トン | |
|-------|------------------|-------|-------|------|------|
| 最大積載量 | | 普通 | 準中型 | 中型 | 大型 |
| 大型 | 6.5トント | | | | 大型免許 |
| 中型 | (5トント) 4.5トント | | | 中型免許 | |
| 準中型 | (3トント) | | 準中型免許 | | |
| 普通 | 2トント | 普通免許 | | | |

※1.平成19年6月2日以降 普通免許取得
 ※2.平成19年6月1日以前 普通免許取得
 →5トン限定準中型免許※1 →8トン限定中型免許※2

以下のホームページにも記載されています。

<http://www.hyotokyo.or.jp/news/general-public/5767.html>

問い合わせ先

(一社) 兵庫県トラック協会 業務部

TEL 078-882-5556

「改善基準告示」及び「荷主勧告制度」に関する 荷主向けリーフレットについて

トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、長時間の荷待ち時間や契約にない附帯作業の要請等により、トラックドライバーの労働環境は厳しいものになっており、人材確保の難しさにつながっています。

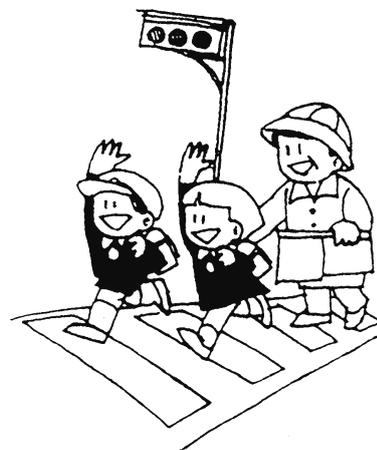
このような状況を踏まえ、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会は連携して、経済産業省や農林水産省の協力も得ながら、トラック業界の長時間労働の抑制に向けて、検討・対策を進めているところです。

トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」がありますが、それを知らなかったという荷主企業の声も聞かれます。また、荷主の指示等を背景に、この告示に違反する過労運転等が見られる場合に、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」もありますが、その認知度もあまり高くないのが実情です。トラックドライバーの長時間労働の改善を行うには、荷主の皆様の協力が不可欠であり、その前提として、荷主の皆様にはトラック運送に係る法令等の理解を深めていただくことが肝要です。

このため、厚生労働省及び国土交通省、全日本トラック協会は、トラックドライバーの長時間労働改善に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「改善基準告示」及び「荷主勧告制度」に関するリーフレットを次のページのとおり作成いたしました。

リーフレットは下のホームページからもダウンロードできます。

http://www.jta.or.jp/kikaku/for_ninushi/for_ninushi2016_leaflet.pdf



荷主の皆様へ ご存知ですか？ トラックドライバーの 労働時間のルールを

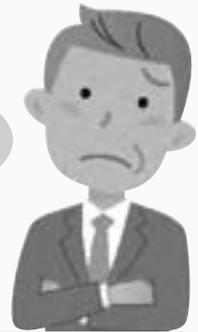


● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

| | |
|---------------------------|---|
| 拘束時間 (始業から終業までの時間) | <ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1 か月 293 時間以内 |
| 休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間) | <ul style="list-style-type: none"> ・継続 8 時間以上 |
| 運転時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内 |
| 連続運転時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・4 時間以内 |

詳しくは厚生労働省の HP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます



● 荷主勧告制度の概要

違反行為

荷主からの労働時間等のルールを無視した指示・強要

過労運転防止違反
最高速度違反
過積載運行 等

荷主の主体的な関与が認められる場合

荷主勧告
荷主名及び
事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

勸告

貴社依頼に係る運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が〇〇違反をしていた事実があり、当〇〇運輸局で所要の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、当該違反行為の再発防止が困難であると認められた。

| | |
|--------|-------------------------------|
| 違反事実 | |
| 違反内容 | ① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別) |
| 違反事業者名 | 株式会社〇〇〇〇 |
| 違反日時 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 積載品 | 〇〇〇〇 |

なお、当運輸局は、上記事案について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇違反を行った事業者の車両を使用停止 (〇台・〇日間) する行政処分を行ったところである。

については、今後、貨物自動車運送事業法第 64 条に基づき、貴社に対して、貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為を是正し、当該違反行為の再発防止を図るため、次の措置をとるべきことを勧告する。

(荷主の行為に応じた勧告内容を記載)

なお、事実関係等についての問い合わせがある場合は、下記まで連絡されたい。
(問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部〇〇 〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇)

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇第 〇〇 号)

〇〇〇株式会社 御中

〇〇運輸局長 印

荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。

① 非合理的な到着時間の設定

荷物の準備ができていないから、出発時間があと2時間遅れるけど、到着時間はそのまま頼むよ。

休憩なしで走り続けても間に合うかどうか…

② 手待ち時間の恒常的な発生

いつも手待ち時間が発生していますので、

時間設定や積込場所を変えるなど

改善していただけませんか。

そんなことを言うのはキミの会社だけだよ。

③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

すみません！
事故渋滞がひどくて遅くなってしまいました。

理由はどうあれ遅れたから運賃を減額するよ。

④ 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼

重量オーバーになるかもしれないけど、追加でこの荷物も積んで運んでくれる？

この荷物を積んだら出発時間も遅くなるし、

過積載になってしまうなあ…

過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。



〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年のとおり実施する旨の通知がありましたので、下記顕章規程により候補者を兵ト協総務部までご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

◎目 的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

◎選考基準

1. 現在運転者にあつて、その期間を通算して次の各号に定める期間、無事故であり、かつ無違反であった者とする。

①金十字章…満20年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成8年6月1日以前)

②銀十字章…満10年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成8年6月2日～平成18年6月1日まで)

2. 前項の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

(1) 人身に係る事故を起こした者

(2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者

(3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

※自動車安全運転センターの証明は必要ありません

※現に章を受けている者は、再び同種の章及び下位の章を受けることはできません。

◎推薦方法

候補者を推薦される方は、総務部あてご連絡ください。

兵ト協ホームページからも推薦書をダウンロードできます。

◎提出先

〒657-0043神戸市灘区大石東町2丁目4-27

(一社)兵庫県トラック協会 総務部

TEL078-882-5556 FAX078-882-5565

◎推薦書提出期限

平成28年9月9日(金)

優秀運転者顕章候補者推薦書

(兵庫県トラック協会)

| ふりがな 氏名 生年月日 | 事業所名 | 章の種類 | 無事故・無違反期間 自 昭・平 年 月 日 至 平成 28 年 5 月 末日 | 年数 日 年 月 日 年 年 月 日 | 運転免許証番号(12桁) | | | | | | | | | | 備考 | | |
|--------------------|------|------|--|--|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|--|---|
| | | | | | 第 | | | | | | | | | | | | 号 |
| 昭 年 月 日生 | | | 自 昭・平 年 月 日 至 平成 28 年 5 月 末日 | 第 | | | | | | | | | | | | | 号 |
| 昭 年 月 日生 | | | 自 昭・平 年 月 日 至 平成 28 年 5 月 末日 | 第 | | | | | | | | | | | | | 号 |
| 昭 年 月 日生 | | | 自 昭・平 年 月 日 至 平成 28 年 5 月 末日 | 第 | | | | | | | | | | | | | 号 |
| 昭 年 月 日生 | | | 自 昭・平 年 月 日 至 平成 28 年 5 月 末日 | 第 | | | | | | | | | | | | | 号 |
| 昭 年 月 日生 | | | 自 昭・平 年 月 日 至 平成 28 年 5 月 末日 | 第 | | | | | | | | | | | | | 号 |
| 昭 年 月 日生 | | | 自 昭・平 年 月 日 至 平成 28 年 5 月 末日 | 第 | | | | | | | | | | | | | 号 |
| 昭 年 月 日生 | | | 自 昭・平 年 月 日 至 平成 28 年 5 月 末日 | 第 | | | | | | | | | | | | | 号 |
| 昭 年 月 日生 | | | 自 昭・平 年 月 日 至 平成 28 年 5 月 末日 | 第 | | | | | | | | | | | | | 号 |

推薦者名簿の通し番号
 ○金章…平成 8 年 6 月 1 日以前
 ○銀章…平成 8 年 6 月 2 日から平成 18 年 6 月 1 日まで
 ※当推薦書に記載された候補者の情報(個人情報)は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表(平成28年度)

| 無事故・無違反開始年月日 | | 基準年月日 | 無事故・無違反期間(満) | 受章可能な章 | | |
|---------------|-------------|----------|--------------|--------|-----|------|
| 昭和 60年 6月2日 ~ | 昭和 61年 6月1日 | 平成28年5月末 | 30年 | 金十字章 | | |
| 61年 6月2日 ~ | 62年 6月1日 | | 29年 | | | |
| 62年 6月2日 ~ | 63年 6月1日 | | 28年 | | | |
| 63年 6月2日 ~ | 平成 元年 6月1日 | | 27年 | | | |
| 平成 元年 6月2日 ~ | 2年 6月1日 | | 26年 | | | |
| 2年 6月2日 ~ | 3年 6月1日 | | 25年 | | | |
| 3年 6月2日 ~ | 4年 6月1日 | | 24年 | | | |
| 4年 6月2日 ~ | 5年 6月1日 | | 23年 | | | |
| 5年 6月2日 ~ | 6年 6月1日 | | 22年 | | | |
| 6年 6月2日 ~ | 7年 6月1日 | | 21年 | | | |
| 7年 6月2日 ~ | 8年 6月1日 | | 20年 | | | |
| 8年 6月2日 ~ | 9年 6月1日 | | 平成28年5月末 | | 19年 | 銀十字章 |
| 9年 6月2日 ~ | 10年 6月1日 | | | | 18年 | |
| 10年 6月2日 ~ | 11年 6月1日 | 17年 | | | | |
| 11年 6月2日 ~ | 12年 6月1日 | 16年 | | | | |
| 12年 6月2日 ~ | 13年 6月1日 | 15年 | | | | |
| 13年 6月2日 ~ | 14年 6月1日 | 14年 | | | | |
| 14年 6月2日 ~ | 15年 6月1日 | 13年 | | | | |
| 15年 6月2日 ~ | 16年 6月1日 | 12年 | | | | |
| 16年 6月2日 ~ | 17年 6月1日 | 11年 | | | | |
| 17年 6月2日 ~ | 18年 6月1日 | 10年 | | | | |

国土交通省認定

「NASVA リスク管理(基礎)セミナー」を開催します。

募集定員は、先着30名となっております。

1. セミナーの概要

運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーです。

事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について具体的事例を交えながら解説します。

リスク分析は、「なぜなぜ分析」を用いたグループワークを行います。

2. 開催日時

平成28年9月13日(火) 13:00~16:30

3. 開催場所

兵庫県自動車会館2階 神戸市東灘区魚崎浜町33

4. 受講料

お1人様 5,100円です。(消費税、テキスト代を含む)

5. お申し込み方法(インターネットまたはFAXにて)

インターネットの場合

NASVAホームページ → [防ぐ](#) → [セミナーのご予約](#)

<https://s-yoyaku.nasva.go.jp/> よりご入力下さい。

FAXの場合

受講申込書兼受講票を、下記へ送信ください。

認定セミナーのお申込先 FAX 078-331-3682

セミナーに関するお問い合わせ TEL 078-331-6890 担当:中西

国土交通省認定

リスク管理(基礎)セミナー 受講申込書 兼 受講票 当日用

兵庫支所長宛

※ 営業所名まで記載して下さい

(ふりがな) ()

会社名

又は団体名

〒 -

住所

TEL - -

FAX - -

※ 受講済証に記載しますので正確に記入してください

受講希望者

(ふりがな

)

お役職

生年月日

(氏名

)

(年 月 日)

・貴社の事業の種類 バス ハイヤー・タクシー トラック その他()

・貴社の事業規模(保有車両数) 50両未満 50～100両 100～200両 200両～300両 300両以上

申込担当者氏名

※ 複数名で申し込まれる場合は、
本用紙をコピーの上ご使用下さい。

連絡先

※ 受講のお申込みは先着順にて受付いたします。

国土交通省へ受講済み通知を希望しない場合は、チェックしてください

※ 定員に達した際は、受付を終了いたしますのでご了承願います。

受講希望者は、経営管理部門の要員ですか? はい・いいえ

受講申込セミナー

開催日時

平成28年9月13日(火曜日)13時～16時30分

リスク管理(基礎)

会場名

(兵庫県自動車会館2階会議室 神戸市東灘区魚崎浜町33)

@ 5,100円

お申込み結果 ご予約番号 _____ ※当機構よりお知らせ致します。

※ お申込み者が少ない際には、セミナー開催を中止する場合がございます。

～ 受講当日の注意事項 ～

※ 受講料は、受講当日の受付時にお支払い下さい。

※ この受講票を、受講当日必ずご持参下さい。

この用紙をご記入のうえ、FAXにてお申し込み下さい。

FAX番号078-331-3682

事務局からのお知らせ

運賃価格交渉サポートセミナーの開催について

政府は下請等中小企業の取引条件の改善を図ることとしています。

その一環として、中小企業庁では下請等中小企業の価格交渉力強化を支援する価格交渉サポートセミナーの開催をしています。

この度、トラック運送事業者に特化した内容のセミナーを下記のとおり開催いたしますのでご案内させていただきます。

記

日 時：平成28年8月30日（火） 13:30 ~ 15:30

場 所：兵庫県トラック総合会館 3階 大会議室

講 師：中小企業診断士

中川 雅之 氏（中川マネジメントパートナー事務所代表）

定 員：50名

※ 受講される方は、別紙（参加申込書）により、8月18日（木）までに

兵庫県トラック協会・適正化事業部までFAXにてお申し込みください。

※ 参加1名につき1枚のお申し込みをお願いします。

担当：（一社）兵庫県トラック協会

適正化事業部（木村、高田、高橋）

TEL 078-882-5556

FAX 078-882-5565

「運賃価格交渉サポートセミナー」

参加申込書

兵庫県トラック協会 適正化事業部 宛
FAX 078-882-5565

8月30日開催される「運賃価格交渉サポートセミナー」に受講を申し込みます。

参加者氏名

会社名

役 職

郵便番号

住 所

電話番号

資本金

従業員数

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

第44回トラックドライバーコンテスト兵庫県大会が開催されました

去る7月23日(土)、兵庫県警察本部運転免許試験場において猛暑の中、第44回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会が開催され、35名の選手が熱戦をくりひろげました。

選手の皆様、関係者の方々ありがとうございました。

入賞者及び入賞事業所

(敬称略)

| 部 門 | 順位 | 氏 名 | 所 属 事 業 所 | 備 考 |
|----------|----|-----------|-------------------------|---------------------------|
| 4トン | 優勝 | 小 椋 英 治 | (株)日立物流西日本 兵庫営業所 | 兵庫県知事賞 |
| | 2位 | 平 田 和 幸 | 日本通運(株) 明石航空支店 神戸営業課 | |
| | 3位 | 大 野 裕 之 | セイノースーパーエクスプレス(株) 関西エリア | |
| 11トン | 優勝 | 布 谷 浩 重 | 日本通運(株) 加古川支店 加古川事業所 | 兵庫県知事賞 |
| | 2位 | 中 村 朝 太 郎 | 日通神戸運輸(株) 本社営業所 | |
| | 3位 | 本 間 丈 和 | 阪神センコー運輸(株) 西神戸営業所 | |
| トレーラ | 優勝 | 村 上 元 章 | 日本通運(株) 阪神コンテナ輸送支店 | 兵庫県警察本部長・ 兵庫県交通安全協会会長賞 |
| | 2位 | 土 元 宏 訓 | 石見サービス(株) 本社営業所 | |
| | 3位 | 守 谷 義 男 | 大同商運(株) 尼崎営業所 | |
| 2トン | 優勝 | 樽 田 和 浩 | 西濃運輸(株) 西神戸支店 | 神戸運輸監理部長賞 |
| | 2位 | 西 澤 旨 晃 | 石見サービス(株) 本社営業所 | |
| | 3位 | 今 井 麻 理 奈 | 栄進急送(株) 本社 | |
| 女性選手最高得点 | | 安 藤 加 奈 子 | 日本郵便輸送(株) 神戸営業所 | 神戸運輸監理部長賞 |



優勝おめでとうございます



4t部門 小椋選手
11t部門 布谷選手
トレーラ部門 村上選手
2t部門 樽田選手

「ドライブレコーダ活用セミナー」が開催されました。

トラックによる事故防止を図るため、ドライブレコーダの活用についてのセミナーを開催しました。

全ト協の担当者から「トラック事業における安全プラン2009」に向けた取組について、その進捗状況の説明がされた後、講師による「ドライブレコーダ活用マニュアル」（全ト協）の解説がされました。

その後、小グループに分かれてドライブレコーダの活用についてディスカッションを行い、各グループの代表が意見発表を行いました。

開催日 平成28年6月23日（木） 兵庫県トラック総合会館（本部）

平成28年6月24日（金） 西部研修センター（西播支部）

参加者 23日 50名（神戸） 24日 40名（姫路）

講師 竹下貴久氏（東京海上日動リスクコンサルティング株） 経営企画部 主任研究員）



「ETC2.0普及・活用セミナー」が開催されました。

国がITS施策の一環として普及・拡大を図っているETC2.0について、トラック運送事業者はその制度内容や仕組みを理解して貰うため標記セミナーを開催しました。

全ト協企画部 小川課長から「ETC2.0の概要」について説明がされました。その後、近畿地方整備局 西田保全官より特殊車両の通行許可制度について（ETC2.0に関連する特車ゴールド制度も含めて）説明がされました。

又、当日セミナー会場の隣の会議室でETC2.0のメーカー6社がブースを開設して機器の説明やモニターでのビデオ視聴等を行いました。

開催日 平成28年6月28日（火）兵庫県トラック総合会館（本部）

参加者 140名（88社）

講師 「ETC2.0の概要」 小川裕史 氏
（公益社団法人全日本トラック協会 企画部 課長）
「通行許可制度について」 西田康志 氏
（国土交通省 近畿地方整備局 道路構造保全官）





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

| | | |
|------|--|----------------------------------|
| 講習日時 | 1日目 | 平成28年11月16日(水) 9時～17時(座学講習) |
| | 2日目 | 平成28年11月17日(木) 9時～17時(座学講習、修了試験) |
| 講習会場 | 兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。 | |

2. 受講料

| | 受講料 | テキスト代 | 合計 |
|-------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 兵ト協会員 | 7,000円 (内消費税8% 518円) | 無料 (陸災防兵庫県支部負担) | 7,000円 (内消費税8% 518円) |
| 非会員 | 7,000円 (内消費税8% 518円) | 1,500円 (内消費税8% 111円) | 8,500円 (内消費税8% 629円) |

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

平成28年9月30日(金)～平成28年11月9日(水) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時 (12時～13時は除く)。

5. 持参品

受講票・筆記具 (えんぴつ・消しゴム・ボールペン)

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

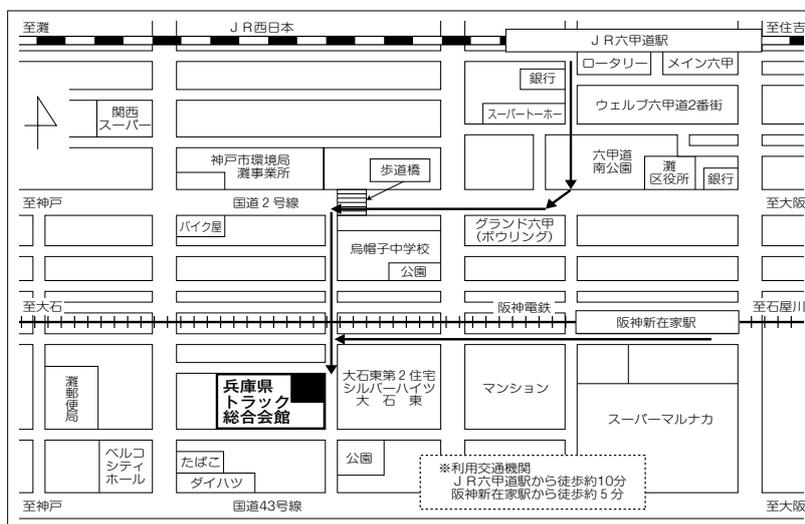
7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,160円(税込)が必要となりますのでご留意下さい。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

| | | | | |
|-------------------|--------------------|-------------------|-----------|------|
| ふりがな | | 性別 | | ※ |
| 氏名 | | 男 ・ 女 | 修了証 番号 | |
| 生年月日 | 年 月 日生 | 交付年月日 | | ※ |
| 現住所 (修了証に載ります) | 〒 電話 (携帯電話) | | 本籍 | 都道府県 |
| 勤務先 | 所在地 | 〒 電話 F A X | | |
| | 名称 | | | |

| | | |
|------|--|--|
| 本人確認 | | |
|------|--|--|

| | | | |
|--|---------|---------|--|
| 証 明 書 | | | |
| 受講者氏名 _____ ⑩ | | | |
| 上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に 年 月から 年 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。 | | | |
| 平成 年 月 日 | | | |
| 事業者名 _____ | | | |
| 事業者 _____ ⑩ | | | |
| 書替・再交付年月日 | ※ 年 月 日 | 本籍等確認書類 | |

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部 平成28年度技能講習等実施計画表(予定)

兵庫労働局長登録教習機関

◆ はい作業主任者技能講習（各回2日間）

講師氏名（学科） 上野勝司、吉永良一、村上光三

| 実施日時 | | | 講習科目（時間） | 種類 | 実施場所 |
|------|--------------|--------|------------|----|------------------------------|
| 第2回 | 平成28年 11月 | 16日(水) | 9:00～17:00 | 学科 | 兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市) |
| | | 17日(木) | 9:00～17:00 | | |
| 第3回 | 平成29年 2月 | 15日(水) | 9:00～17:00 | 学科 | 兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市) |
| | | 16日(木) | 9:00～17:00 | | |

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

（登録有効期間満了日：平成31年3月30日）

* * *

<お知らせ>

適性診断手数料の助成対象となる指定機関が追加されました。

- ・ 神姫バス 株式会社

〒670-0913 兵庫県姫路市西駅前町1番地



燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成28年6月末現在）

（単位：円／ℓ）

| 元売名 | 区分 | ローリー | 組 合 | カ ー ド | スタン |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平 均 | 平 均 | 平 均 | 平 均 |
| J X 日 鉱 日 | | 73.65 | 79.50 | 83.35 | 90.40 |
| 出 光 | | 74.40 | 81.72 | 78.00 | 85.00 |
| コ ス モ | | 73.63 | 76.80 | 81.94 | 90.00 |
| 昭 和 シ ェ ル | | 73.38 | | 79.60 | |
| モ ー ビ ル | | 72.70 | 76.00 | | |
| エ ッ ソ | | 84.10 | | | 92.00 |
| ゼ ネ ラ ル | | | | | 73.20 |
| 三 井 | | 72.80 | | | |
| そ の 他 | | 73.87 | 80.70 | 81.45 | 80.78 |
| 総 計 | | 74.08 | 79.80 | 82.04 | 84.74 |
| 28 / 5 | 全国平均 | 70.11 | 調査なし | 78.45 | 79.45 |
| | 近畿平均 | 69.49 | | 77.98 | 84.61 |

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

| 集計月 | 区分 | ローリー | 組 合 | カ ー ド | スタン |
|----------|----|-------|-------|-------|--------|
| | | 平 均 | 平 均 | 平 均 | 平 均 |
| 平成27年7月 | | 92.56 | 95.80 | 99.26 | 103.19 |
| 平成27年8月 | | 88.26 | 93.02 | 98.55 | 101.02 |
| 平成27年9月 | | 80.73 | 89.65 | 92.81 | 95.69 |
| 平成27年10月 | | 78.00 | 85.69 | 89.97 | 92.25 |
| 平成27年11月 | | 78.34 | 82.20 | 88.61 | 91.00 |
| 平成27年12月 | | 82.97 | 85.13 | 90.10 | 89.54 |
| 平成28年1月 | | 79.38 | 83.52 | 88.58 | 89.54 |
| 平成28年2月 | | 71.14 | 77.02 | 81.97 | 83.58 |
| 平成28年3月 | | 66.63 | 71.66 | 77.03 | 78.66 |
| 平成28年4月 | | 67.48 | 70.76 | 75.52 | 77.34 |
| 平成28年5月 | | 69.88 | 74.04 | 79.14 | 80.27 |
| 平成28年6月 | | 70.44 | 76.27 | 81.15 | 82.10 |
| 平成28年7月 | | 74.08 | 79.80 | 82.04 | 84.74 |
| 年 間 平 均 | | 76.91 | 81.89 | 86.52 | 88.38 |

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

| 入会年月日 | 支部名 | 種別 | 会社名 | 代表者名 | 主たる連絡先 | |
|---------|------|------|---------------|--------|---|--------------------------------------|
| 28.6.22 | 東部 | 一般 | 丸一運送(株) | 岩井 克次 | 〒660-0843 尼崎市東海岸町11番地 | TEL 06-6409-0880 FAX 06-6409-0079 |
| 6.30 | 東神戸 | 一般 | (株)ケーズトランスポート | 中塚 康広 | 〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東4-16 K-act 1F | TEL 078-855-2204 FAX 078-855-2265 |
| 7.5 | 西播 | 一般 | (有)扶桑エクスプレス | 高田 耕太郎 | 〒671-0231 姫路市御国野町深志野207-3 | TEL 079-240-7220 FAX 079-240-7221 |
| 7.5 | 神戸中央 | 一般 | (株)日本陸送 | 向山 宏 | 〒650-0045 神戸市中央区港島9-11-1 | TEL 078-303-5858 FAX 078-303-3811 |
| 7.7 | 明石 | 一般利用 | エスステージ(株) | 時岡 恵子 | 〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和785-3 | TEL 078-974-8088 FAX 078-974-8087 |
| 7.7 | 東神戸 | 一般 | (有)西岡商事 | 西岡 秀浩 | 〒658-0023 神戸市東灘区深江浜町98-1 | TEL 078-441-0789 FAX 079-245-7345 |

退会届

| 退会年月日 | 支部名 | 種別 | 会社名 | 代表者名 |
|---------|-----|------|-------------|-------|
| 28.6.30 | 東播 | 一般利用 | 島 文 陸 運 (株) | 米 澤 務 |

変更届

| 届出年月日 | 会員名簿ページ数 | 変更事項 | 旧 | 新 |
|---------|----------|---------------|---|---|
| 28.6.14 | 80 | 代表者 | 中 央 運 送(株) 中 川 英 昭 | 坂 本 陽 子 |
| 6.15 | 20 | 会社名 | 菱 星 物 流(株) | 北関東トナミ運輸(株) |
| 6.16 | 90 | 代表者 | 森 豊 運 送(株) 森 隆 信・豊 田 徳 文 | 森 隆 信・森 雅 弘 |
| 6.20 | 178 | 代表者 | 高 見 商 運(株) 高 見 博 昭 | 高 見 哲 治 |
| 6.23 | 100 | 代表者 | 大 伸 通 商(株) 篠 田 勝 | 大 部 龍 夫 |
| 6.23 | 44 | 代表者 | レンゴーロジスティクス(株) 中 井 宏 和 | 森 實 光 博 |
| 6.27 | 134 | 代表者 | 三輪貨物自動車(株) 金 川 秀 一 | 波 戸 岡 俊 雄 |
| 6.28 | 126 | 代表者 | (株)KHロジコム 堀 内 金 造 | 堀 内 正 行 |
| 7.11 | 149 | 住所 TEL/FAX | 大 進 運 輸(株) 姫路市白浜町字末広新開甲1920-40 TEL: 079-246-3031 FAX: 079-246-3011 | 姫路市四郷町見野511-4 TEL: 079-253-7220 FAX: 079-253-7221 |
| 7.12 | 158 | 代表者 | (株)プ ル ー ム 岡 本 則 幸 | 中 尾 伸 太 郎 |

| | | | | |
|------|-----|-----|-----------------------------|------------------|
| 7.12 | 71 | 住所 | 阪神流通中小企業協同組合 神戸市中央区港島2-6 | 神戸市中央区港島中町1-2-13 |
| 7.20 | 26 | 代表者 | ケイエム運輸(有) 中尾 秀美・中尾 篤志 | 中尾 篤志 |
| 7.21 | 134 | 住所 | (有)ユニテック 三木市大塚2-358-1 | 三木市別所町東這田722-69 |



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募方法

- 会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。
- 撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

- 応募作品は未発表のものに限ります。
- 採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- 採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社) 兵庫県トラック協会 総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

協会日誌

| 月日 | 行事名 | 場所 | 月日 | 行事名 | 場所 |
|-----|---------------------------------|------------------------|-----|------------------------------|-----------------------|
| 7・1 | 平成 28 年度安全性評価事業申請受付 | 兵 ト 協 | 8・3 | 全ト協青年部会「熊本地震被災者支援イベント」 | 阿蘇熊本空港 ホテルエミナス |
| 5 | 女性経営者交流会「正副会長会議」 | ホ テ ル モンテ神戸 | | 兵ト協 総務委員会 | 兵 ト 協 |
| | 全ト協 鉄鋼部会総会 | ANAク ラ ウ ン プラザホテル岡山 | 5 | 運管試験事前研修会 | 兵 ト 協 |
| 6 | 平成 28 年度安全衛生表彰式 | 神戸市産業振興 センター | 8 | 近畿地区適正化事業部(課)長会議 | 大 ト 協 |
| 7 | 全ト協 海コン総会 | 横浜ロイヤル パークホテル | 9 | 適正化指導員及び支部指導員、支部事務局長会議 | 兵 ト 協 |
| 8 | 兵ト協 女性経営者部会定例会 | 兵 ト 協 | 18 | 兵ト協 物流政策・交付金委員会 | 兵 ト 協 |
| | 兵ト協 重量・鉄鋼部会通常総会 | 第一 楼 | | 兵庫県道路利用者協会理事会・総会 | パレス神戸 |
| | 兵ト協 路線部会総会 | 西 村 屋 | 20 | 兵青協「近畿ブロック大会」 | ホ テ ル グランヴィア京都 |
| | 兵青協「全ト協青年部会 北海道ブロック大会」 | 北 見 市 | 22 | 取引環境・労働時間改善協議会 | 兵 ト 協 |
| 10 | 兵青協 親睦事業「バーベキュー大会」 | 大蔵海岸 | 24 | TV会議システムを利用した特殊車両通行許可制度講習会 | 兵 ト 協 |
| 12 | 自動車関係団体連絡会 | 自動車会館 | | 新規事業者指導講習会 | 運 輸 局 |
| 13 | 全ト協 税制・交付金委員会 | 全 ト 協 | 28 | 平成 28 年度第 1 回運行管理者試験 | 神 戸 ファッションコート9階 |
| | 兵ト協 食品部会総会 | にっころや | 30 | 価格交渉サポートセミナー | 兵 ト 協 |
| 14 | 全ト協 常任理事会・理事会合同会議 | 第一ホテル京 | | － 9 月の予定－ | |
| 15 | 兵ト協 ダンプ部会 通常総会 | 兵 ト 協 | 9・1 | 適正化事業指導員全国研修「専門研修」 | 全 ト 協 |
| | 全ト協 経営改善・情報化委員会 | 全 ト 協 | 7 | 自動車関係団体連絡会議 | 自動車会館 |
| 19 | 全ト協 全国専務理事業務連絡会議 | 米子全日空ホテル (鳥取県米子市) | 9 | 全ト協会長と兵ト協正・副会長との意見交換会 | A N A クラウンプラザホテル神戸 |
| | 兵青協「KTS 正副会長会議」 | 奈良ロイヤル ホテル | | 女性経営者部会天狼会 定例会 | ホ テ ル 日 航 姫 路 |
| 23 | ドライバーコンテスト兵庫県大会 | 明石運転免許 試験場 | | KTS 正副会長と近畿 B 大会協賛企業との交流・勉強会 | 大 阪 「大成閣」 |
| 25 | 兵ト協 第 1 回輸送秩序確立委員会 | 兵 ト 協 | 14 | 第 9 回近畿地域事業用自動車安全対策会議 | 運 輸 局 |
| 26 | 兵ト協 取扱部会総会 | 兵 ト 協 | 15 | 適正化啓発小委員会 | 兵 ト 協 |
| 27 | 全ト協 特別巡回指導、IT 点呼拡大に係る研修会(西ブロック) | 福岡県トラン ク総合会館 | | 輸送秩序改善連絡会(三木会) | 兵 ト 協 |
| 29 | 兵ト協 タンク部会通常総会 | 東 天 閣 | 17 | KTS 「配車担当者研修」 | 堺 「アルテベル」市 |
| | － 8 月の予定－ | | 23 | 交通安全祈願祭・慰霊祭 | 生田神社 |
| 8・2 | 兵ト協 交通対策委員会 | 兵 ト 協 | | 平成 28 年度交通安全県民大会 | 県 公 館 |
| | 兵ト協 環境対策委員会 | 兵 ト 協 | 26 | 第 54 回兵庫県高圧ガス大会第 2 回実行委員会 | 兵 庫 県 中 央 労働センター |